

生産緑地地区買取り申出に係る提出書類(生産緑地法第10条)

1 共通【当初指定から30年経過した場合は1のみ(農業従事者証明書は不要です)】

チェック	種別	備考
<input type="checkbox"/>	生産緑地買取申出書	様式第2(生産緑地法施行規則第5条関係)
<input type="checkbox"/>	生産緑地に係る農業の主たる従事者であることの証明書	経済戦略室で発行 発行までに1週間程度を要します。
<input type="checkbox"/>	位置図	縮尺1500分の1から2500分の1程度のもの。 当該地を赤枠で囲むこと。
<input type="checkbox"/>	公図の写し	法務局で発行、発行日から1ヶ月以内のもの。 当該地を赤枠で囲むこと。
<input type="checkbox"/>	仮換地証明書、仮換地位置図 (土地区画整理事業地内のみ)	土地区画整理事務所で発行、当該地を赤枠で囲むこと。 新曽第一、第二土地区画整理事業の施行中の場合に 必要で、上記「位置図」「公図の写し」は不要です。
<input type="checkbox"/>	土地の登記簿謄本	法務局で発行、発行日から1ヶ月以内のもの。
<input type="checkbox"/>	「所有権以外の権利がある場合」の 手続と提出書類等	「権利設定者」の抹消確約書。 当該権利が財務省(旧大蔵省)である場合は税務署で 所要の手続を行ってください。抵当権が抹消された 後、買取り申出が可能となります。
<input type="checkbox"/>	委任状	代理人が来庁する場合に必要で、任意の様式で構いません。
<input type="checkbox"/>	その他必要となるべき事項を参考 とした書類	市担当者と事前に協議の上、提出してください。

2 その他

(1)主たる従事者が死亡した場合

チェック	種別	備考
<input type="checkbox"/>	死亡した主たる従事者の戸籍謄本(除籍謄本)	本籍地のある(あった)自治体で発行。
<input type="checkbox"/>	遺産分割協議書(写)	新たな所有者の登記が完了していない場合に必要です。
<input type="checkbox"/>	相続人を確認するための書類 ・改製原戸籍 等	本籍地のある(あった)自治体で発行。

(2)主たる従事者が故障した場合

チェック	種別	備考
<input type="checkbox"/>	医師の診断書	通院されている病院等で発行。
<input type="checkbox"/>	土地所有者と主たる従事者が 異なる場合の書類 ・主たる従事者の住民票 等	住民登録ある自治体で発行。

故障の場合、故障認定の事務手続き後に買取申出書の事務手続きを行います。

添付書類について、原本を提出することが難しく写しを提出する場合は、  
窓口で原本確認を行いますので、提出時には原本も併せてお持ちください。